

2 毎事業年度初めの3か月以内に所轄庁に提出する書類及び貸借対照表の公告を含む情報公開（法人の事務所に備え置かなければならない書類）

特定非営利活動促進法では、特定非営利活動法人は、自らの情報をできる限り公開することによって市民に知ってもらい、市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるという考えがとられています。

これにより、特定非営利活動法人は、毎事業年度終了後、当該年度初めの3か月以内（注13）に、次ページのNo.1～No.6の書類を作成し、作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、最新の役員名簿、定款、認証書の写し、登記事項証明書の写しと併せて、すべての事務所に備え置くことが義務付けられています。

そして、次ページのNo.1～No.6の書類、定款、法人の認証又は登記に関する書類は、その法人の社員や利害関係人（注14）から請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、これら書類を閲覧させなければなりません。

さらに、次ページのNo.1～No.6の書類は、特定非営利活動促進法において、毎事業年度終了後、当該年度初めの3か月以内に、所轄庁に提出することが義務付けられています。提出されたこれらの書類は、定款、役員名簿等と併せて所轄庁において一般の閲覧に供するとともに、謄写の請求があった場合には、謄写させることとなります。

（注13） 毎事業年度終了後、当該年度初めの3か月以内とは？

事業報告書等の作成及び所轄庁への提出の期限は、具体的に示すと次のようになります。

- 事業年度が12月31日に終了する法人 → 事業報告書等の提出期限 3月31日
- 事業年度が3月31日に終了する法人 → 事業報告書等の提出期限 6月30日

（注14） 利害関係人とは？

- ①社員・会員、 ②債権者、 ③保証人、 ④法人と取引等の契約関係にある者、
- ⑤法人に対して損害賠償請求権を有する者 などがこれに当たります。

利害関係人以外の者から閲覧の請求があった場合、法律上はこれに応じる義務はありませんが、法人のことをよく知ってもらい、法人の信用を高めしていくために、積極的に情報公開を行うことをお勧めします。

この提出は、「かがわ電子自治体システム」を利用した電子申請により行うことができます。

(URL : <https://s-kantan.com/pref-kagawa-u/>)

事業報告書等の提出に必要な書類は、次のとおりです。

No.	提出書類の名称又は種類	提出部数	記載例等 参照ページ
1	前事業年度の事業報告書 ※県条例により、①特定非営利活動に係る事業の実施状況、②その他の事業を行っている場合は当該事業の実施状況、③社員総会及び理事会その他の役員会の開催状況は必ず記載してください。	2部	66p
2	前事業年度の活動計算書 ※計算書類の注記も併せて作成してください。	2部	67p～
3	前事業年度の貸借対照表	2部	71p～
4	前事業年度の財産目録	2部	75p
5	年間役員名簿 (前事業年度において役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	2部	88p
6	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	2部	89p

<参考：内閣府NPO法人ポータルサイトを活用した積極的な情報の公表について>

「内閣府NPO法人ポータルサイト」とは、内閣府が運営するWEBサイトで、全国のNPO法人を検索することができます。各NPO法人の情報は、所轄庁が情報を入力する「行政入力情報」と、法人自らが情報を入力することができる「法人入力情報（次ページ参照）」により構成されています。

特定非営利活動促進法改正に伴い、平成28年6月7日より、**NPO法人に対して「内閣府NPO法人ポータルサイトを活用して積極的に情報公表を行うよう、努力義務が規定されました。」**

NPO法人に対する信頼性の更なる向上が図られるよう、情報発信の場として「法人入力情報」に情報を掲載するなど、「内閣府NPO法人ポータルサイト」を積極的にご活用ください。

※「法人入力情報」に掲載できる情報

【組織情報】

・電話/FAX番号 ・メールアドレス ・ホームページURL ・常勤職員数 ・事業活動の内容

【財務情報】

・事業年度 ・活動計算書 ・貸借対照表（要旨） ・準拠している会計基準

【公告】

・貸借対照表（PDFファイルでのみ掲載可）

<注意：貸借対照表の公告について>

平成28年度に行われた特定非営利活動促進法改正に伴い、特定非営利活動法人に対して、貸借対照表を公告する義務が課せられます。

代わりに毎事業年度終了後、法務局に対して行っていた「資産の総額」の変更登記が不要となります。（組合等登記令の改正が平成30年10月1日までに行われる予定です。）

貸借対照表の公告方法は以下の4つから選択し、定款に定める必要があります。

① **官報に掲載する方法**

② **日刊新聞紙に掲載する方法**

③ **電子公告【法人のホームページに掲載・「内閣府NPO法人ポータルサイト」に法人自らが掲載。】**

※電子公告を選択する場合は、約5年間継続して公告し続ける必要があります。

④ **法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に1年以上継続して掲示する方法**

※利害関係者のみならず、広く市民が、主たる事務所において容易に貸借対照表にアクセスできる状態にあることが必要です。

この貸借対照表の公告については、施行日（平成30年10月1日）以降に作成する貸借対照表が対象となります。

ただし、経過措置として、施行日（平成30年10月1日）より前に作成した貸借対照表で直近の事業年度のものについては、「資産の総額」の変更登記を行うとともに、公告をする必要があります。

（下図参照）

